

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 告示	
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	二七三
○ 公金の徴収の事務を委託した件	二七三
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二七三
○ 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	二七三
○ 道路の区域を変更する件	二七四
○ 公 告	
○ 県営土地改良事業の工事が完了した件二件	二七四
○ 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	二七五
○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二七五
○ 福島県病院局	
○ 落札者を決定した件	二七六
○ 福島県教育委員会教育長	
○ 公金の収納の事務を委託した件	二七六
○ 福島県収用委員会	
○ 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決定した件二件	二七六
正 誤	
○ 令和二年五月一日付け定例第百二号中	二七〇

## 告 示

福島県告示第三百五十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県南地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定する区域  
東白川郡矢祭町大字大拱字東山国有林六十五口林小班
  - 二 指定する区域の埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地
- （一般廃棄物課）

### 福島県告示第三百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県母子父子寡婦福祉資金償還金の未収金の徴収事務
  - 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 ニッテレ債権回収株式会社  
2 所在地 東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
  - 三 徴収の事務を委託する期間  
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- （児童家庭課）

### 福島県告示第三百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年五月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム白河モール店 福島県白河市転坂一三九番二ほか
- 二 変更した事項  
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）代表取締役 土屋 裕雅

2 (変更後) 代表取締役 高家 正行  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

(変更後) 株式会社カインズ

代表取締役 高家 正行

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

三 変更した年月日

平成三十一年四月十五日

四 届出年月日

令和二年五月十五日

五 届出をした者

株式会社カインズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年五月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。  
令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム白河モール店 福島県白河市転坂一三九番二ほか

二 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

変更しようとする年月日

令和二年八月一日

四 届出年月日

令和二年五月十五日

五 届出をした者

株式会社カインズ

(「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和二年五月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	石川郡浅川町大字東大 畑字大名大塚一五四番 地先から 同 郡同 町大字東大 畑字大名大塚一五一番 一地先まで	変更前 変更後	一一・九 一一・九 一四・二 一四・二 一三・四	一四六・九 一四六・九 一四六・九

(道路計画課)

公 告

公告第九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、白河矢吹地区に係る県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)の工事は令和二年三月二十七日完了したので公告する。  
令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

公告第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、五箇地区に係る県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)の工事は令和二年三月二十五日完了したので公告する。  
令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

**公告第百号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第百一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第百二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和2年5月26日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本局の名称及び所在地  
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額  
51,687,584円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年2月14日

（病院経営課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和二年五月二十六日

福島県立美術館長 長 根 由 里 子

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 株式会社東北装美  
2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 収納の事務を委託する期間  
令和二年四月一日から令和二年十二月二十五日まで

（総務課）

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について令和二年五月十五日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和二年五月二十六日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 真 也

- 一 起業者の名称  
国土交通大臣
- 二 事業の種類  
一般国道四九号改築工事（会津防災・福島県河沼郡柳津町大字藤字長久保藤沢地内から同県耶麻郡西会津町睦合字中島毛地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び普通河川付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目	地積（平方メートル）	収用又は使用しよ うとする土地の面 積（平方メートル）
登記記録 現況	登記記録 実測		

氏名	住所	持分
長谷川 護	福島県耶麻郡西会津町睦合字西平甲一六三番地	三分の一
青津 仁	福島県耶麻郡西会津町睦合字西平甲一五〇番地	三分の一
渡部 晋	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲一三〇番地	三分の一
齋藤 豊一	福島県耶麻郡西会津町野沢字腰王原甲八五三番地七	三分の一
青津 寅次	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲一一四番地	三分の一
青津 照雄	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲一一五番地	三分の一
長谷川 猛	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲八八番地	三分の一
長谷川 充	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲八四番地	三分の一
長谷川 金子	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲八三番地	三分の一

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

1 使用方法  
道路側溝及び構造物の設置に当たり収用しようとする土地の外側を掘削するため  
の一時使用とし、その使用の範囲は収用しようとする土地から〇・五〇メートルの  
部分とする。

2 使用期間  
明渡しの期限の翌日から起算して二年間

五 土地所有者の氏名、住所及び持分

福島県 耶麻郡 西会津 町睦合 字中鳥 毛	甲九五 七番四	山林	山林	五四、七六	広大地につ き実測せず	収用の部分 一九・九七 〇・九一
--------------------------------------	------------	----	----	-------	----------------	------------------------

五十嵐 正人	福島県耶麻郡西会津町野沢字小屋田乙一五四一 番地一	六六分の一
二瓶 重雄	福島県耶麻郡西会津町睦合字甲石甲一一〇一 番地	三分の一
二瓶 健太郎	福島県耶麻郡西会津町睦合字甲石甲一〇八四 番地	三分の一
石川 早苗	福島県耶麻郡西会津町野沢字本町甲一二四七 番地	三分の一
三留 定志	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲二三三 番地	三分の一
齋藤 明	福島県耶麻郡西会津町睦合字前田甲一一六九 番地	三分の一
三留 南海雄	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲一四番 地	三分の一
長谷川 源太良	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲六九番 地	三分の一
岩瀨 峯子	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲六九番 地	三分の一
長谷川 秀力	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲六七番 地	三分の一
岩瀨 勝広	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲八〇番 地	三分の一
三橋 一仁	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲八七番 地	三分の一
折笠 匡	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲七八番 地二	三分の一
青津 誠	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲九七番 地	三分の一
鈴木 ひろみ	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲一〇二番 地	三分の一
折笠 寛	福島県福島市永井川字向光白三四番地の一二	三分の一
長谷川 勝美	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲八〇番 地	三分の一

二瓶 秀樹	埼玉県さいたま市西区大字指扇一五〇四番地八	九九分の一
不明 ただし、 (亡) 永松眞 理子の法定相続人である次の者の全員又は一部の者 永松 紫	住所不明 ただし、住民票上の住所 東京都立川市錦町一丁目二四番二七号 ナ イヌエスアリーナ西国立 一一〇三 神奈川県相模原市南区相模大野七丁目二〇番二一四〇四号	一九八分の一
三留 仁	福島県耶麻郡西会津町睦合字大畑甲一二〇〇番地	三三分の二
岩瀬 東吾	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲七六番地	三三分の一
五十嵐 哲也	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲六一番地	三三分の一
三留 政利	福島県喜多方市字押切一丁目二〇六番地	三三分の一
八幡 一郎	福島県耶麻郡西会津町野沢字上條道東甲一二六五番地	三三分の一

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類  
なし

福島県収用委員会告示第五号  
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について令和二年五月十五日次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
令和二年五月二十六日

福島県収用委員会  
会長 渡邊 真也

- 一 起業者の名称  
国土交通大臣
- 二 事業の種類  
一般国道四九号改築工事(会津防災・福島県河沼郡柳津町大字藤字長久保藤沢地内から同県耶麻郡西会津町睦合字中島毛地内まで)並びにこれに伴う附帯工事及び普通河川付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		地積(平方メートル)	実測積(平方メートル)
	登記	現況		
福島県 耶麻郡 西会津 町睦合 字上島 甲一〇 三六番 二	山林	山林	四、九三〇	広大地につき実測せず
	登記	現況		収用の部分 一一六・〇二〇・一一一
				使用の部分 三・四五 一一四・五九

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

- 1 一時使用地(道路側溝)
  - (一) 使用方法  
道路側溝及び構造物の設置に当たり収用しようとする土地の外側を掘削するための一時使用とし、その使用の範囲は収用しようとする土地から〇・五〇メートルの部分とする。
  - (二) 使用期間  
明渡しの日から起算して二年間

- 2 地下使用地
  - (一) 使用方法  
道路構造物(トンネル)設置のための地下使用とし、次の範囲の使用とする。

所在地番	地下使用の面積(平方メートル)	地下補償の面積(平方メートル)	地下使用の範囲(東京湾平均海面の上)
福島県 耶麻郡 西会津 町睦合 甲一〇 三六番 二	一一四・五九	一一四・五九	二〇二・九一一メートルから二二三・六三四メートルまで

字上島
毛

- (一) 使用期間  
明渡しの期限の翌日から道路構造物存続中とする。
- (二) 附帯事項
  - ア 使用する土地に道路構造物の障害となる建物及び工作物を設置してはならないものとする。
  - イ 使用する土地に建物及び工作物を設置する場合は、起業者と設計及び工法について事前に協議しなければならないものとする。
- 五 土地所有者の氏名、住所及び持分
  - 1 取用の部分のうち一一六・〇二平方メートル及び使用の部分のうち三・四五平方メートル
  - 2 不明 ただし、別表第一又は別表第三のとおり
  - 3 取用の部分のうち〇・一一平方メートル及び使用の部分のうち二・四・五九平方メートル
  - 4 不明 ただし、別表第二又は別表第三のとおり

氏名	住 所	持 分
長谷川 源太良	福島県郡山市菜根一丁目一番一五号 マーシュ酒蓋二〇三号	一分の一

氏名	住 所	持 分
三橋 一仁	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲八七番地	一分の一

氏名	住 所	持 分
長谷川 護	福島県耶麻郡西会津町睦合字西平甲一六三番地	三三分の一
青津 仁	福島県耶麻郡西会津町睦合字西平甲一五〇番地	三三分の一

渡部 晋	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲一三〇番地	三三分の一
齋藤 豊一	福島県耶麻郡西会津町野沢字腰王原甲八五三番地七	三三分の一
青津 寅次	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲一一四番地	三三分の一
青津 照雄	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲一一五番地	三三分の一
長谷川 猛	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲八八番地	三三分の一
長谷川 充	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲八四番地	三三分の一
長谷川 金子	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲八三番地	三三分の一
長谷川 勝美	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲八〇番地	三三分の一
折笠 寛	福島県福島市永井川字向光白三四番地の一二	三三分の一
鈴木 ひろみ	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲一〇二番地	三三分の一
青津 誠	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲九七番地	三三分の一
三橋 早苗	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲九八番地	三三分の一
折笠 匡	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲七八番地二	三三分の一
三橋 一仁	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲八七番地	三三分の一
岩渕 勝広	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲八〇番地	三三分の一
大田 藤男	福島県耶麻郡西会津町睦合字前田甲一四三四番地	三三分の一
長谷川 秀力	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲六七番地	三三分の一
岩渕 峯子	福島県耶麻郡西会津町睦合字縄沢甲六九番地	三三分の一
長谷川 源太良	福島県郡山市菜根一丁目一番一五号 マーシュ	三三分の一

酒蓋二〇三号	三留 南海雄	山本 眞介	齋藤 明	三留 定志	橋谷田 義一	石川 早苗	二瓶 健太郎	二瓶 重雄	五十嵐 正人	二瓶 秀樹	不明 ただし、 (亡) 永松眞 理子の法定相 続人である次 の者の全員又 は一部の者 永松 紫
福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲一四番地	福島県耶麻郡西会津町野沢字本町甲一二〇四番地	福島県耶麻郡西会津町睦合字前田甲一一六九番地	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲二三番地	福島県耶麻郡西会津町野沢字館ノ下甲一二二番地	福島県耶麻郡西会津町野沢字本町甲一二四七番地	福島県耶麻郡西会津町睦合字甲石甲一〇八四番地	福島県耶麻郡西会津町睦合字甲石甲一一〇一番地	福島県耶麻郡西会津町野沢字小屋田乙一五四二番地一	埼玉県さいたま市西区大字指扇一五〇四番地八	住所不明 ただし、住民票上の住所 東京都立川市錦町一丁目二四番二七号ナ	
三三三の一	三三三の一	三三三の一	三三三の一	三三三の一	三三三の一	三三三の一	三三三の一	六六分の一	九九分の一	一九八分の一	

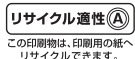
永松 大河	イヌエスアリーナ西国立 一一〇三 神奈川県相模原市南区相模大野七丁目二〇番三丁 四〇四号	三留 仁	福島県耶麻郡西会津町睦合字大畑甲一二〇〇番地	三三三の一
三留 サダ子	福島県耶麻郡西会津町睦合字大畑甲一二〇〇番地	三三三の一	三三三の一	三三三の一
岩瀬 東吾	福島県耶麻郡西会津町睦合字繩沢甲七六番地	三三三の一	三三三の一	三三三の一

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類  
なし

正 誤

〇令和二年五月一日付け定例第百二号中

ページ	段	行	正	誤
一五〇	上	一五 後ろか ら一	検査	点検



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷